

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、エンドユーザー、クライアント企業、株主、従業員、地域等の各ステークホルダーとの関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方と理解しております。

当社及び当社グループとして、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は株主利益及び企業価値向上のための責務と考えており、以下の方針を定めております。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
2. 各ステークホルダーとの適切な協働を図ります。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性の確保を図ります。
4. 公正・透明で迅速果断な判断を可能にする取締役会等の体制の構築に取り組みます。
5. 株主との適切な対話を行ないます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4(株主総会における権利行使にかかる環境整備)

当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加し、電子行使を可能とする環境を整えております。一方、招集通知の英訳は現状では行っておりません。

現状、英語版の当社ホームページにて四半期毎の決算資料については日本語版と併せて英語版の資料を作成して掲載しております。

今後、株式分布状況や海外投資家の比率を踏まえ、招集通知の英訳の検討も進めて参ります。

原則4-10(任意の仕組みの活用)

現状、任意の仕組みは導入しておりませんが、必要に応じて更なる統治機能の充実を図る方針でございます。

具体的には、取締役会の構成に応じて、将来的に指名委員会及び報酬委員会の設置を検討しております。

補充原則4-10-1(諮問委員会等の設置)

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役及び社外監査役を含めた全役員へ説明を行い、適切な助言を得る方針です。このように、取締役候補の選任や取締役の報酬について、全役員の適切な関与・助言を得る方針であることから、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

当社の取締役は取締役会において戦略的かつ迅速に意思決定が行えるよう社外取締役2名を含む5名体制を採用しております。更に独立性・客観性の強化のため、取締役会の構成に応じて、将来的に指名委員会及び報酬委員会の設置を検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4(政策保有方針)

(1) 政策保有株式に関する方針

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としております。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がると考える場合において、このような株式を保有する方針としております。当該方針に従い、四半期毎に中長期的な経済合理性や将来の見通しについて取締役会において検証し、意義が不十分あるいは基本方針に合致しない保有株式については縮減を進めます。また、保有する便益やリスクが資本コストに見合っているか等を個別具体的に精査、検証しその概要を開示いたします。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使について

当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長に繋がるものと考え、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

原則1-7(関連当事者取引)

関連当事者取引に関しては、会社関係者や近い当事者との取引を通じて、会社の実態を意図的に歪めること、特定の対象に対して利益を提供する可能性があることから、有価証券報告書等で開示を行い、その公正性・妥当性について担保する必要があるものと認識しております。

当社における関連当事者取引に関する考えは以下の通りであります。

1. 原則として、関連当事者等に該当する対象との取引は行わない。
2. やむを得ず取引を行う場合(一般の取引先が関連当事者に該当した場合も同じ)はその取引を行う合理性・妥当性を確認する。

3. 関連当事者取引に関して、第三者と行う同様の取引条件に比較し同水準であることを確認する。

4. 以上を確認した上で、必要な決裁を得る。

当社では、取締役が行う競業取引及び利益相反取引に加え、関連当事者取引についても取締役会での審議・決議を要することとしております。取締役会において社外取締役及び監査役の意見を求め、当該意見を考慮しつつ決定しております。

原則2-6(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の積立金の運用を行っておりませんが、従業員の安定的な資産形成のため、確定拠出年金制度を導入しております。資産運用に関する従業員教育については、新入社員向けに確定拠出年金についての基礎知識のセミナー開催を実施するほか、加入者向けに年1回継続教育セミナーを実施しております。また、社内サイトや運用管理機関サイトにて、動画を含む資産運用に関する基礎知識や資料集等が閲覧可能となっております。

原則3-1(情報開示の充実)

(1) 経営理念、経営計画等

当社は「エンドユーザー(消費者)の不便さや困ったことに耳を傾け、解決に導く事業創造を行い、その発展に伴い社会の問題を解決し、貢献できる企業として成長する」を経営理念としております。
具体的な経営戦略、経営計画につきましては、2021年5月14日付で開示しております「中期経営計画」をご参照下さい。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、エンドユーザー、クライアント企業、株主、従業員、地域等の各ステークホルダーとの関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方と理解しております。当社及び当社グループとして、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は株主利益及び企業価値向上のための責務と考えており、以下の方針を定めております。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
2. 各ステークホルダーとの適切な協働を図ります。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性の確保を図ります。
4. 公正・透明で迅速果断な判断を可能にする取締役会等の体制の構築に取り組みます。
5. 株主との適切な対話を行ないます。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き

取締役に対する報酬の算定方法の詳細については、の1中の「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
なお、執行役員の報酬については執行役員報酬規程に基づき、それぞれの役割・責任を鑑みて決定しております。

(4) 経営陣の選解任に関する手続き

1. 取締役は、取締役規程に基づき、各候補者の統率力や問題解決能力等考慮し、取締役会で十分な検討を行った上で選解任しております。
2. 監査役は、監査役監査規程に基づき、各候補者の監査適性等を考慮して選解任しております。
3. 社外取締役及び社外監査役は、会社法及び東京証券取引所の定める基準に従い選解任しており、選解任理由等詳細につきましては株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。
4. 執行役員は、執行役員規程に基づき、その人格や見識を取締役会において検討の上、選任しております。
選任に際しては代表取締役が候補者と面談し、当該結果を踏まえ取締役会に提案、検討しております。
5. 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選解任理由を株主総会招集通知にて開示しています。
執行役員の選任につきましては、適時開示を行うことにより選任理由等を説明しております。

補充原則4-1-1(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、事業及び財務戦略並びに年度及び中長期的な事業計画を含む経営の基本方針、剰余金配当、執行役員の選任等の重要事項、その他法令で定められた事項の決定を行ないます。
それ以外の事項については、業務執行の機動性と柔軟性を高め、かつ取締役会による監督の実効性を強化するため執行役員に委任しております。

原則4-9(独立社外取締役の独立性について)

当社独自の基準は設けておりませんが、会社法及び東京証券取引所が定める基準を満たすことを前提に独立性を有する者を選任しております。

補充原則4-11-1(取締役会の構成)

当社の取締役会は、取締役が5名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されております。
当社においては、持株会社体制での取締役としての経営責任と執行役員としての執行責任を明確にし、組織運営の効率化、意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。
役割分担の観点から、5名という員数についても適切と考えております。
取締役については、取締役規程に基づき、その統率力や問題解決能力等を総合的に考慮して選任しております。
選任に際しては代表取締役が候補者と面談し、当該結果を踏まえ取締役会に提案、検討しております。

常勤の取締役にしても女性1名を選任しており、女性の活躍を推進する取組みを行っております。

社外取締役及び社外監査役は、性別を問わず、会社法及び東京証券取引所の定める独立性の基準に基づき選任を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役はコンプライアンス、リスクマネジメントの観点から弁護士、コンサルタント、企業経営者、公認会計士等高い専

門性を有する人材を選任する方針であります。

補充原則4-11-2(役員の兼任について)

取締役及び監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書を通じて毎年開示を行っております。取締役及び監査役は、当社における役割・責務に支障を来さない範囲で他社の役員に就任しております。なお、常勤取締役及び常勤監査役が他社の役員に就任する際には、取締役会の承認を必要としております。

補充原則4-11-3(取締役会全体の実効性について)

当社では、グループ管理統括本部内の取締役会事務局が、全取締役及び全監査役を対象に「取締役会の実効性評価に関するアンケート」を実施しております。実施結果を取りまとめ、取締役会において分析・評価を行っております。アンケート回答を分析した結果、取締役会の実効性について、適切であると評価しました。アンケート集計結果では、重点的に審議すべき議題を明示する等の工夫を行うことによる議論の活性化、メンバー構成が多様化したことによる取締役会の活性化など一定の成果が得られたと評価しております。他方、取締役会の人数構成、議案の更なる絞り込みや時間配分の改善等、今後の課題及び具体的な提案については取締役会で共有し、優先度の高いものから対応を検討して取締役会での審議の充実化を図りたいと考えております。また評価手法についても改善を進めていきます。

補充原則4-14-2(取締役・監査役に対するトレーニング)

取締役・監査役に対して外部セミナーの受講を推奨し、費用が発生するものについても支援を行う体制になっております。新任の取締役・監査役については就任に備え、会社概要、企業理念等の事項について説明会を実施しております。さらに就任後については、当社グループへの理解を深めることを目的に、担当執行役員による説明会や事業所の視察等を実施しております。

原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、グループ管理統括本部を担当部署としております。

株主や投資家に対しては、決算発表後に決算説明会を開催しております。また、各BPO拠点見学を兼ねた説明会やスモールミーティングを随時実施しております。また、海外機関投資家向けにスモールミーティングも実施しております。株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制・取組みに関する基本方針は以下のとおりになります。

1. 株主との対話については、建設的な対話が実現するよう、代表取締役又はIR担当責任者が直接面談に臨むことを基本としております。
2. IR担当責任者は、他部署と十分な連携をとれる横断的な体制を構築しております。
3. 株主構造の把握に努めるとともに、決算説明会及び各BPO拠点において個人投資家向け説明会を実施しております。
4. 代表取締役及びIR担当責任者は、取締役会及び当社、国内BPO事業を担当している株式会社プレステージ・コアソリューション(以下、「PCS」)、海外BPO事業を担当している株式会社プレステージ・グローバルソリューション(以下、「PGS」)の3社合同の連絡会において対話の状況について定期的にフィードバックを行っております。
5. 決算説明会及び株主との面談は、すでに開示されている情報を敷衍して説明することとしており、開示されていない重要事実に関する事実については開示・説明しない方針であります。かかる措置は、株主間の公平、市場の健全性の確保のほか、株主の自由な株式売買を保障するうえで必要な措置と認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社タマガミインターナショナル	34,088,800	26.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,948,000	11.66
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	10,659,340	8.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,764,800	6.84
玉上 進一	3,231,400	2.52
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,050,942	2.38
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR 00	2,533,000	1.97
ジェービー モルガン バンク ルクセンブルク エスエイ 380578	2,079,600	1.62
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDU UCITS CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY ACCOUNT	2,054,500	1.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,803,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

1. デンバー・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー(Denver Investment Advisors LLC)から2015年4月30日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、2015年3月25日付で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては議決権行使基準

日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 デンバー・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (Denver Investment Advisors LLC)
保有株式数 1,450,648株
保有割合 4.67%

2. 2018年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) が2018年1月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の記載があるものの、当社としては議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)
保有株式数 2,868,900株
保有割合 4.49%

3. 2018年2月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、カバウター・マネージメント・エルエルシー (Kabouter Management, LLC) が2018年2月20日現在で以下のとおり株主を所有している旨が記載されているものの、当社としては議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 カバウター・マネージメント・エルエルシー (Kabouter Management, LLC)
保有株式数 6,135,459株
保有割合 9.61%

4. 2019年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2019年3月29日現在で以下のとおり株主を所有している旨が記載されているものの、当社としては議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
保有株式数 2,710,800株
保有割合 4.24%

5. 2020年6月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ワサッチ・アドバイザーズ・インク (Wasatch Advisors, Inc.) が2020年6月15日現在で以下のとおり株主を所有している旨が記載されているものの、当社としては議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 ワサッチ・アドバイザーズ・インク (Wasatch Advisors, Inc.)
保有株式数 5,014,320株
保有割合 3.92%

6. 2020年9月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC) が2020年9月14日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC)
保有株式数 4,584,000株
保有割合 3.58%

7. 2020年10月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (連名で日興アセットマネジメント) が2020年10月6日現在で以下のとおり株主を所有している旨が記載されているものの、当社としては議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有者 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
保有株式数 2,681,700株
保有割合 2.09%

大量保有者 日興アセットマネジメント株式会社
保有株式数 5,097,500株
保有割合 3.98%

8. 2021年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、日本生命保険相互会社及び共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社が2021年2月26日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者 日本生命保険相互会社
保有株式数 241,600株
保有割合 0.19%

大量保有者 ニッセイアセットマネジメント株式会社
保有株式数 6,361,800株
保有割合 4.97%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として株式会社イントラストを有しております。

同社に対しては2010年2月に資本参加し、当社の連結対象子会社となっております。

同社は当社が資本参加した当初から株式公開を志向しており、資本政策、内部統制体制に関して準備を進めておりました。

準備が整った段階で同社からの具体的な提案を受け、保証業務を主業に行っていることから独自の信用性が向上すること、事業環境から独自の資本政策を持つことが有効であることを理由に、当社としても同社の提案をグループ業績に効果的と判断し、2016年12月に株式公開に至った経緯であります。

現在、同社は家賃保証と周辺BPO業務を基軸とし、そのノウハウを用いた医療費、介護費、養育費等の新たな分野の保証サービスをマーケットに提案し、「総合保証会社」を目指した経営を実施しております。

当社グループの「金融保証」事業の大部分を同社のパフォーマンスで占めており、当社グループが目標としている営業利益、営業利益率、ROEに関して高い寄与を実現しており、株式公開を効果的とした判断は継続しております。

当社は同社に対して、上場企業としての経営の独立性を確保し、企業価値の継続的拡大を図ることを期待しており、当社グループの全体的な経営戦略や業績動向等での情報共有は実施しておりますが、自主的な経営による株主全体の利益の最大化が当社グループの業績にも寄与し、当社が同社を保有する意義となっております。当社の経営管理上、同社は「独立経営グループ」に属しており、必要な連携を行いつつ、自主的な経営判断が実践されております。

なお、当社は同社に取締役1名(取締役会9名)、監査役1名(監査役会3名)を役員として派遣しておりますが、過半数ではなく、同社の自主的な経営は確保されていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩瀬 香奈子	他の会社の出身者													
服部 義一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩瀬 香奈子		現:株式会社アールシャ 代表取締役 当社独立役員に指定しております。	女性経営者として、当社の目指す「社会貢献」や重要施策である「健康経営」、「女性活躍推進」に向けての環境構築に関して助言、提案等いただけると判断し、選任しております。 【独立役員の指定理由】 同氏が代表取締役を務めるアールシャ社は、現在及び過去において当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。

服部 義一	現:株式会社ルートワン・パワー 代表取締役 当社独立役員に指定しております。	企業経営者として豊富な知見を持ち、新たな成長産業への支援事業を行われていることから、成長事業・産業への投資に対する助言、提言等いただけると判断し、選任しております。 〔独立役員の指定理由〕 同氏が代表取締役を務めるルートワン・パワー社は、現在及び過去において当社と特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指名いたしました。
-------	----------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、2021年3月期に係る会計監査に関しては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行っており、当社監査役は会計監査人より監査の方法と結果について報告を受けるなど、情報共有を図りながら、厳正な業務執行及び財務報告に対する信頼性向上のために、相互連携を図っております。

当社の2021年3月期決算における会計監査業務を執行した公認会計士は倉持直樹氏及び安藝真博氏で、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。その他、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、会計士試験合格者等10名、その他11名であります。

監査証明業務に基づく報酬 37,200千円

当社では、代表取締役直轄組織である内部監査室を設置し、専属3名の体制で内部監査を実施しております。監査役と内部監査室は月1回定例連絡会により監査計画、内部監査報告の内容について確認、協議及び情報共有を行う他、適宜意見、情報の交換を行い緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神門 いづみ	弁護士													
原 勝彦	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神門 いづみ		現：堀総合法律事務所弁護士 当社独立役員に指定しております。	弁護士としての専門的見地から助言・監督等していただけると判断し、選任しております。 【独立役員の指定理由】 現在及び過去において当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
原 勝彦		当社の監査を担当しているEY新日本有限責任監査法人に1996年5月から2018年6月まで勤務しておりました。 当社独立役員に指定しております。	公認会計士としての高い知見と当社の会計監査を担当されていた経緯から事業内容等についても深い理解を持たれており、ガバナンス強化に向けての助言、監督等していただけると判断し、選任しております。 【独立役員の指定理由】 過去において当社の会計監査を担当していた経緯はあるものの、現在は独立をされており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、社外取締役を除く取締役を対象に、取締役退任時に権利行使できる制度設計をし、決定した報酬総額を現金報酬額と譲渡制限付株式に自らの意思で配分できる制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2021年6月24日開催の第35回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式制度を導入いたしました。
なお、2021年5月10日に有償ストックオプションを当社従業員並びに完全子会社の取締役及び従業員に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2021年3月期に係る取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りです。
取締役に対する報酬 106,003千円(うち社外取締役 6,000千円)
監査役に対する報酬 15,600千円(うち社外監査役 6,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は2006年6月28日開催の第20回定時株主総会において取締役の報酬限度額を定めており、年額3億円と決議いただいております。かかる報酬とは別枠にて、2021年6月24日開催の第35回定時株主総会において年額1億円以内の範囲で譲渡制限付株式を付与することを決議いただいております。

なお、監査役報酬限度額は2006年6月28日開催の第20回定時株主総会において年額1億円と決議いただいております。

取締役の報酬等に係る方針の決定及びその方針の内容は次の通りです。

< 方針決定の方法 >

当社は、取締役の報酬決定に係る方針に関して、取締役会において決議しております。

< 報酬決定プロセス >

当社の取締役報酬の個別報酬の内容について、各取締役の活動実績を評価するにあたり適任であると判断し、当社取締役会が当社代表取締役である玉上進一氏へ一任しておりましたが、客観性及び透明性を高めるため、2021年6月24日開催の第35回定時株主総会以降、代表取締役より社外取締役及び社外監査役を含めた全役員へ事前に説明を行い、意見聴取をしたうえで取締役会決議により個別報酬の内容を決定することといたしました。

なお、社外取締役を除く取締役において、当社以外の役員報酬を得ている場合には、当社からの報酬額から同額を控除した額を総額として決定しております。

< 算定方法 >

1. 固定報酬

報酬総額の範囲内で、基準テーブルに基づき、期首連結営業利益予算に対する連結営業利益達成率、ガバナンスの状況、事業創造等の経営成果に基づき評価し、決定しております。

2. 業績連動報酬

取締役報酬を株主利益と連動させるため、経営の実行を担う社内取締役を対象に、業績連動報酬を採用しております。期首連結営業利益予算に対する連結営業利益達成率、ガバナンスの状況、事業創造等の経営成果に基づき評価し、基本報酬の0～4ヵ月分相当の範囲内で決定しております。

3. 非金銭報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」）を対象に、取締役退任時に権利行使できる制度設計をし、決定した報酬総額を現金報酬額と譲渡制限付株式に自らの意思で配分できる制度を採用しております。

譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年150千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給するものとし、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。

付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は約0.1%（10年間に亘り譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約1.1%）とその希釈化率は軽微であることから、譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役（社外監査役）を補佐する専任部署は設置していませんが、グループ管理統括本部内の取締役会事務局を主管とし、取締役会など重要会議の連絡及び事前の資料配布、また必要に応じた事前説明を行うなどの情報伝達体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

< 取締役会 >

取締役会は代表取締役である玉上進一氏が議長を務め、取締役5名（うち社外取締役は5名中2名、女性は5名中2名）で構成されており、各事業、管理部門における担当及び管掌を定め業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。取締役会は取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催することとしており、取締役は法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を報告しております。なお、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としております。

< 監査役会 >

監査役会は常勤監査役の石野豊氏が議長を務め、監査役4名（うち社外監査役は2名）で構成されております。法令、定款及び監査役会規程等に従い、定例監査役会を毎月1回開催することとしており、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

< 執行役員会 >

当社は持株会社として機能しており、中核グループ会社として国内BPO事業を担当しているPCSと海外BPO事業を担当しているPGSを有しております。従来は当社においてPCSの執行役員が当社執行役員を兼務しており、PGSの事業管掌として1名を当社の執行役員に任命しておりましたが、当社執行役員会において、各管掌業務の報告等を行ってまいりましたが、より経営責任、執行責任を明確にする目的からPCS、PGSを2021年5月より各社定時株主総会をもって取締役会設置会社に移行させることに伴い、業務執行担当の執行役員を2021年4月1日付でPCS、PGSの執行役員専任としました。

なお、PCS、PGSの執行役員会等に当社取締役、当社グループ管理本部長および同本部担当者がオブザーバーとして参加するとともに当社、PCS、PGSの3社合同の連絡会により情報共有を行っております。

< 会計監査人 >

当社は会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は倉持直樹氏及び安藝眞博氏であり、同監査法人に所属しております。その他、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、会計士試験合格者等10名、その他11名であります。

< 報酬決定等の機能に係る事項 >

役員報酬の決定につきましては、2021年6月24日開催の第35回定時株主総会以降、代表取締役より社外取締役及び社外監査役を含めた全役員へ事前に説明を行い、意見聴取をしたうえで取締役会決議により個別報酬の内容を決定することいたしました。

なお、監査役は監査役会にて個別報酬の内容を決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の構成としては、当社の「エンドユーザー(消費者)の不便さや困ったことに耳を傾け、解決に導く事業創造を行い、その発展に伴い社会の問題を解決し、貢献できる企業として成長する」という経営理念の下、高付加価値サービスを創出するという事業内容を理解し、実践できる人材を中心にすることが重要と考えています。

なお、2016年6月24日開催の第30回定時株主総会より、継続して社外取締役2名を選任しております。

この考えのもと、当社では、監査役による監査体制の強化・充実によりコーポレート・ガバナンスの体制を構築することが有効であると判断しております。当社の監査役の構成は4名であり、内2名は社外監査役であります。常勤監査役は当社取締役会だけではなく月1回開催されるPCS、PGS取締役会、執行役員会及び各事業の予実会議等重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の経営状況を適時に把握し、監査役全員で構成する監査役会に状況を適宜報告しております。加えて、会計監査人及び内部監査室と連携を確保するため、それぞれ定期的な打合せを行っております。これらの施策を通じて客観的で中立的な経営監視機能を確保しているものと考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社はより多くの株主様にご出席いただけるよう定時株主総会の開催日について、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	第30回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第30回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
その他	当社グループの事業への理解を深めていただくことを目的として、毎年BPO拠点にて開催しております。第35回定時株主総会(2021年6月24日開催)は当社山形BPOパーク内で開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて掲載しております。 http://www.prestigein.com/IR/ir_policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会等を適宜開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に投資家等を対象とした会社説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページ上にて決算情報、決算説明資料等を掲載しております。 http://www.prestigein.com/english/IR/e_ir_library.html	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に投資家向け情報のコンテンツを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明資料等を掲載しております。 http://www.prestigein.com/IR/ir_library.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ管理統括本部に設置しております。	
その他	アナリスト及び機関投資家向けのスモールミーティングを四半期毎に実施し、最新の業績についての説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則の遵守及びIR活動の改善等を図ることにより、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。
その他	当社は、女性の社会進出を後押しできるようなサポート制度や、企業内保育園等整備しております。 また、秋田・山形・富山のBPO拠点で実業団スポーツチームを創設しており、選手・スタッフを積極的に採用し、スポーツチームの活動により地域の活性化及び雇用の促進に繋がる取組みを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
プレステージ・インターナショナルグループ(以下、「当社グループ」という。)の行動規範に基づき、コンプライアンス規程を制定し、取締役の法令及び定款違反行為を未然に防止するとともに、必要に応じて外部の専門家に助言を求めるものとしております。また代表取締役を中心とした取締役同士の相互補完により、監視体制を強化するものとしております。併せて当社のリスク・コンプライアンス委員会を代表取締役の諮問機関とし、当社グループ全体のリスクやコンプライアンス全般に関する事項について、内部統制の構築を推進するものとしております。
2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程において定める部署を主管として、適切に保存及び管理を行うものとしております。
3. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する機関として、代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてリスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証、危機発生時の対応、その他リスク管理全般に関する事項について整備を行うものとしております。
4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとしております。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの行動規範に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともにグループ会社の内部統制の有効性並びに妥当性を確保するため、グループ会社管理規程を制定し、グループ会社及び関係会社の運営を管理、指導するものとしております。グループ会社の取締役等はグループ会社管理規程に従い、自らの職務の執行にかかる事項を適宜報告するものとしております。また、内部監査室は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行うものとしております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社では、監査役及び監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、直ちに監査役及び監査役会を補助する部署として監査役室を設置し、その構成員を監査役及び監査役会を補助すべき使用人とし、監査役及び監査役会がグループ管理統括本部と協議の上、選任した使用人を監査役室員として監査役及び監査役会の業務を担当させるものとしております。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項
監査役室員としての使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合には、グループ管理統括本部は予め監査役及び監査役会に相談し、監査役及び監査役会の意見を重視することとし、監査役及び監査役会の指示に従い、必要に応じて当社グループ内の監査を行う権限を与えるものとしております。
8. 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに当社の監査役及び監査役会に直接報告を行うものとしております。また監査役監査規程に基づき、当社の監査役及び監査役会に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、当社の監査役及び監査役会に対しての報告体制を確立するものとしております。さらに、当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとしております。
9. 監査役設置会社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するときなど所要の費用を請求するときは、監査役又は監査役会の求めに応じて適切に処理するものとしております。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力に対するマニュアル」を整備するとともに、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとしております。
2. 反社会的勢力に関する部署を総務部とし、情報の収集及び関係部署との情報の共有を図り対処を行うものとしております。また、不当要求防止策責任者を設置し、平素から所管警察署と良好な関係維持に努め、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示の体制 >

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、株主、投資家の皆様から正しく理解され、評価され、信頼される企業となるため、東京証券取引所の適時開示規則及び社内規程に従い、公平かつタイムリーな情報開示を行う方針であります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社はグループ管理統括本部を責任部署として下記の体制により情報開示を行っております。

(1) 発生事実に関する手続

未公表の重要事実(又はその可能性のある事実を含む)を知った全ての当社グループ役職員は、グループ管理統括本部に報告致します。グループ管理統括本部から報告を受けた情報取扱責任者は、関係部署と、開示内容、公表時期を決定致します。グループ管理統括本部は、直ちに資料を作成し、情報取扱責任者の承認を経て開示を行います。重要事実のうち、法律に定めがあるものその他重要なもので取締役会の決議が必要なものについては取締役会決議を経て開示を行います。

(2) 決定事実に関する手続

グループ管理統括本部は予め、取締役会の付議事項を入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認します。該当事実があれば、会議終了後、直ちに資料を作成し、速やかに開示を行います。

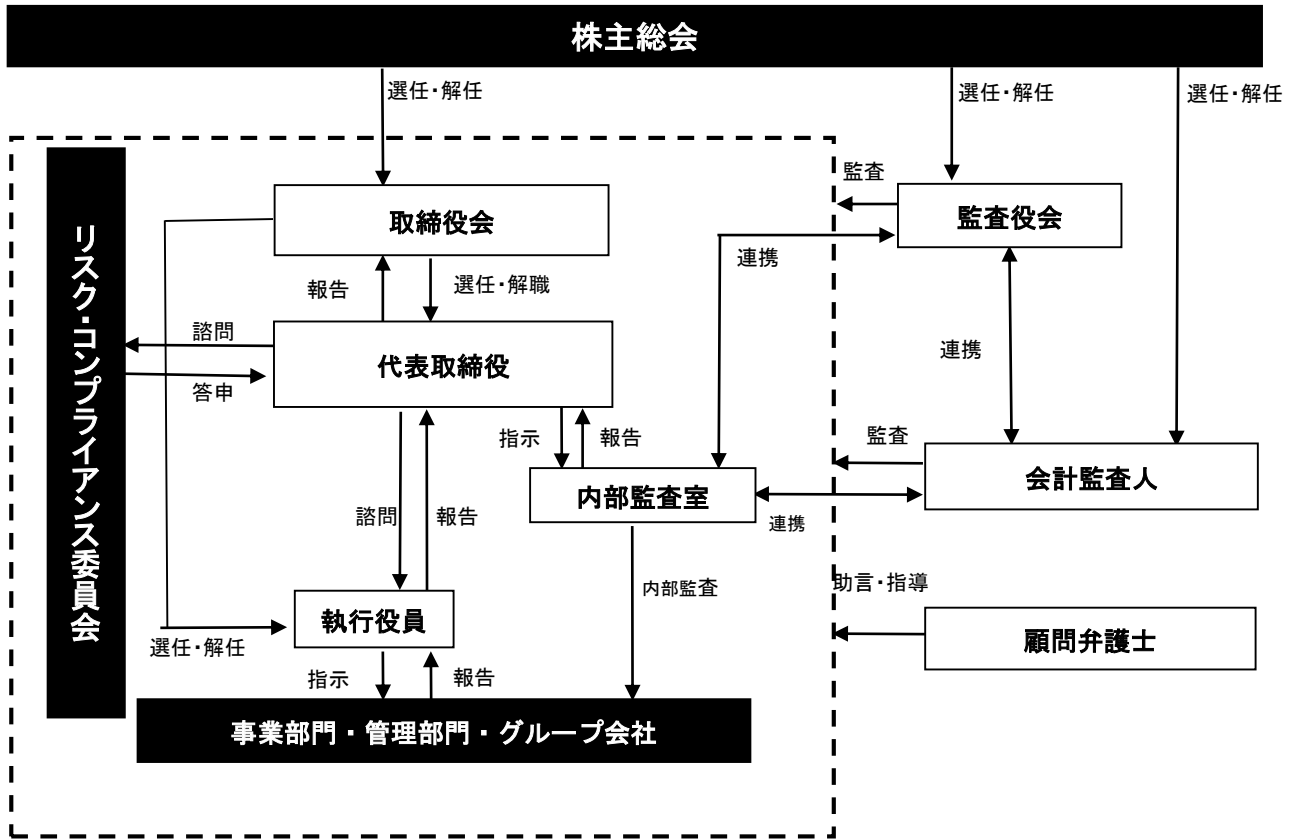
(3) 決算に関する手続

グループ管理統括本部が中心となり、決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、取締役会の承認を得た後、開示を行います。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役監査及び内部監査を定期的実施することにより、情報開示内容及び情報開示手続の適正性の確保に努めております。

<コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図>



<適時開示体制に関する模式図>

